

役員、評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翔福社会（以下「当法人」という。）の定款第8条、第21条に定める役員、評議員の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

- (1) 役員、評議員報酬
- (2) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、当法人経理規程によるものとする。

- 2 役員、評議員報酬及び役員旅費は、本部会計から支出するものとする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事会出席につき、5,000円を支給する。

- 2 評議員報酬は、評議員が評議員会出席につき 5,000円を支給する。
- 3 監事が会計監査のため出席したときは、その出席につき 5,000円を支給する。

(役員報酬の支払)

第5条 役員、評議員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、当法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この規定は、平成29年3月30日から実施する。

附則

この規定は、平成29年6月19日から実施する。